

真庭市立天津小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 改定

いじめに関する現状と課題

本校では令和6年度に5件のいじめを認知した。そのうち4件は解消し、1件についても指導を行い、経過観察中である。「児童が嫌な思いをしたらいじめと認知する」という観点でいじめを捉え、本年度もこれまで同様、終礼や校内研修で気になる児童の情報交換を行う。また、普段から児童の様子を全職員で観察し情報の共有を図るとともに、気になる事例は記録を蓄積し、情報の共有や引き継ぎを確実にし、全職員での指導につなげていく。そして、いじめにつながる要因を見逃さないような体制を整え、教職員の「いじめを見抜く感性」をさらに磨くように研修を継続しようと考えている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは人として決して許されない行為で、「どの児童にもどの学校にも起こりうる」ということから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。そこで、本年度も本校の現状と課題をふまえ、特に未然防止に力を注いで取り組んでいく。
・全教職員が児童及び各学級の実態をより詳しく知り、情報を共有するよう心掛ける。いろいろな視点から児童の様子の変化やいじめのサインを把握し情報を共有していく。
・Q-Uを利用し児童の生活意欲や学級満足度を把握したり、学校生活アンケートを実施し、児童の思いを全職員で共有したりする。
・学校評価や教育相談週間との関連を図りつつ、得られた情報を教職員間で共有するとともに、いじめ防止対策として生徒指導委員会を機能させ、具体的な取組の実施状況を確認し、改善につなげる。
・児童会「生活委員会」を中心に、いじめのない学校にしていこうと児童が自ら活動できるように適切に指導助言していく。

<重点となる取組>

- ・「いじめはある」という意識を持って児童と接し、職員間の連携を図りながらいじめの未然防止に努める。
- ・平素から気になる児童を取り上げて情報交換をしたり、いじめ事案などを問題行動対応シートに記録したりして、情報の共有を図る。
- ・Q-Uテストや学校生活アンケートにより、児童の人間関係や思いを把握し、いじめの早期発見や適切な取組を図る。
- ・いじめ防止対策として生徒指導委員会を定期的に実施し、いじめの未然防止対策や発生事案への対応などを行う。
- ・「いじめのない楽しい学校」にするための児童会活動を活性化させ、自分たちの手で楽しい学校にしようという意識を持たせる。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等 と の
<連携の内容> ・学校いじめ防止基本方針を説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会等を通して研修したり意見交換を行ったりして協力体制を整える。 ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々と懇談の機会を設け、児童の学校外での生活の様子を見守り、気になることに関しては情報を提供してもらって、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題を取り上げ、パソコンの使い方やスマートフォンの持たせ方について学習する機会を設けて、啓発に努める。 ・学校便りや学級便り等を通じて、いじめ防止の取組を紹介し、保護者もいじめの未然防止、早期発見、解消に積極的に関わることができるように連携を図る。 ・行為そのものが止んでもいても、心身の苦痛を感じていないかどうかを、長期的(3ヶ月)に経過観察し、被害児童の様子を保護者に確認する。	生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会) <委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、いじめ事案への対応、アンケートの数値化 <委員会の開催時期> ・年3回開催(学期に1回程度) <委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達 <構成メンバー> ・校外(必要に応じて) ・青少年育成相談員、PTA会長等 ・校内 ・校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 ・特別支援コーディネーター、教育相談担当、 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	<連携機関名> ・岡山県教育委員会 <連携の内容> ・定期的な情報交換 ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 <連携機関名> ・真庭市教育委員会 <連携の内容> ・いじめ事案の報告、相談 <連携機関名> ・真庭警察署 <連携の内容> ・非行防止教室 <学校側の窓口> ・教頭
	全 教 職 員	

学 校 が 実 施 す る 取 組	
いじめの防止	① (校内研修) ・普段の職員同士の対話を重視し、共有した情報から気になる児童の情報交換を行ったり、いじめに関する事例研修を行ったりして未然防止に努める。 (児童会活動) ・生活委員会が中心となって、全校を挙げていじめ防止に取り組む。(人権週間、人権標語、縦割り班活動、全校集会など) (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・互いに支え合い安心して生活でき、いじめを自分の問題としてとらえられるような学級づくりをしていく。 (情報モラル教育) ・ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を全学年で行う。
	② (実態の把握) ・Q-Uや学校生活アンケート、年に2回の「ふれあい相談」により、児童の実態を把握するとともに、全職員の目で普段の何気ない児童の様子を観察し、いじめにつながる行為の早期発見を図る。また、児童から「辛い思いをした」などの通報を受けたときは、まずいじめではないかと考え、事実関係を確認し、いじめかどうか判断する。 (相談体制の確立) ・教育相談担当を中心に、すべての教職員が共有した情報をもとに児童の様子を見守るとともに、細やかに声をかけをして児童が相談しやすい体制を整える。 (情報の共有) ・Q-Uを利用して児童の生活意欲や学級満足度を調べたり、学校生活アンケートの結果を数値化するなどして、全教職員で情報の共有化を図る。 (家庭との連携) ・学級通信や連絡ノート等を通じて、学校と家庭との情報交換を密にしながら児童の様子を見守る。
	③ (いじめへの組織的対応の検討) ・事実関係を正確に確認し、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。また、いじめの事実や指導、児童の様子などは具体的に記録を残しておく。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・いじめを受けた児童には、安心して学校生活を送れる環境の確保を行い、その保護者には正確な情報と今後の対応について伝える。 (いじめた児童とその保護者への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめをやめさせ、その再発を防止することに、適切かつ毅然とした対処する。そして、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。保護者にも正確な情報を伝えるとともに協力を求め、継続的な助言を行う。 (他の児童への働きかけ) ・いじめを当事者間の問題ではなく、全体の問題として考えられるように話し合う場を設け、認め合う人間関係を築ける集団作りに努める。 (重大事態への対応) ・重大事態が発生した旨を、真庭市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会との協議の上当該事案に対処する調査組織を設置する。 ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。 ・上記調査結果については、いじめられた児童およびその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ・調査結果を真庭市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。